

2015.10

新エターナル <第 37 号>

ISO14001 : 2015 年版と生物多様性

1. はじめに

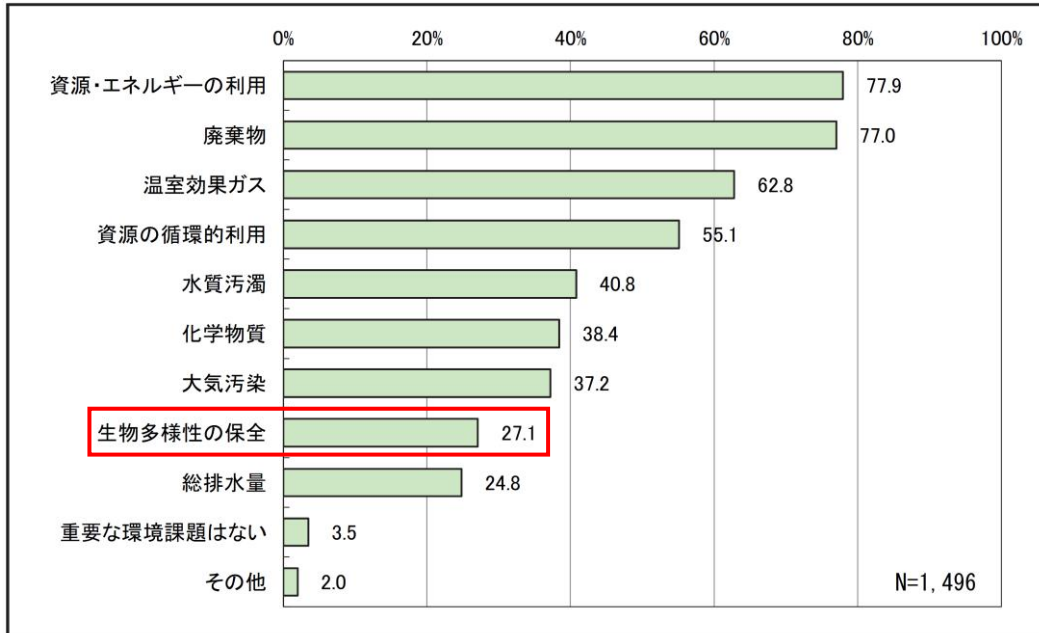
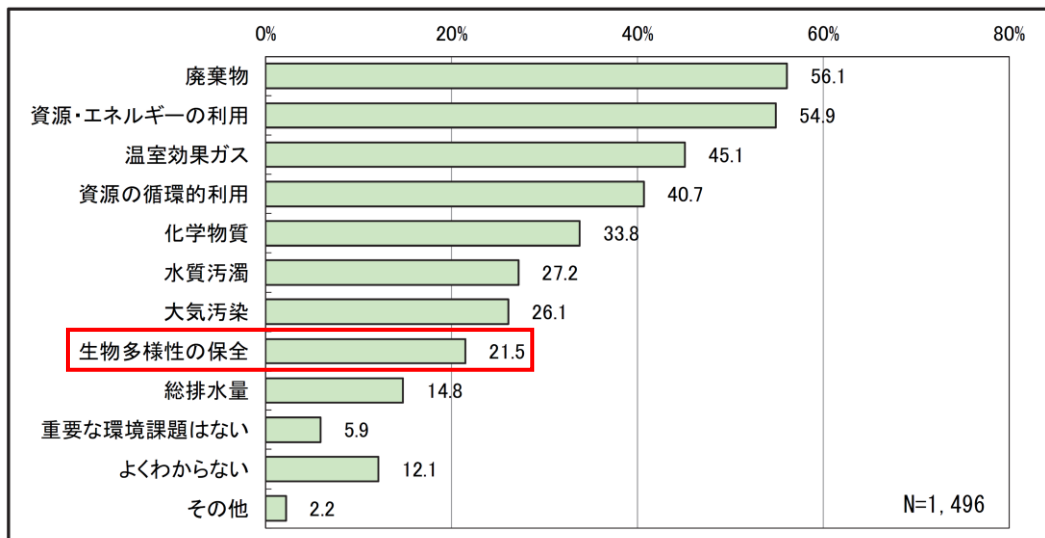
1996 年に発行された環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 は、2004 年の改訂を経て、今般 11 年ぶりに大幅な改訂がなされ 2015 年 9 月 16 日に 2015 年度版が国際規格として発行されました。2015 年版の特徴については、既にいくつかの文献¹⁾にて解説してきましたが、ISO14001 : 2015 年版では従来の規格ではあまり規定されていなかった生物多様性の概念が強調され、結果としてその取組が強化されていると言えます。しかしながら、後述するように日本企業の生物多様性に関する認識には課題があるため、本稿では ISO14001 : 2015 年版と生物多様性について焦点を絞って解説します。今回の規格改訂を契機に生物多様性に関する認識が深まり、我が国の環境経営が更に深化することが期待されます。

2. 日本企業の生物多様性に関する認識

環境省が、2015 年 3 月に公表した環境にやさしい企業行動調査結果（平成 25 年度における取組に関する調査結果）によれば、事業エリア内での重要な環境課題については【図表 1-1】に示す通り、「資源・エネルギーの利用」と回答した企業が最も多く 77.9%となっています。次いで、「廃棄物」が 77.0%、「温室効果ガス」が 62.8%、「資源の循環的利用」が 55.1%となっていますが、「生物多様性の保全」は 27.1%に留まっています。また同調査の事業エリア外での重要な環境課題については【図表 1-2】に示す通り、「廃棄物」と回答した企業が最も多く 56.1%となっています。次いで、「資源・エネルギーの利用」が 54.9%、「温室効果ガス」が 45.1%となっていますが、「生物多様性の保全」と回答した企業は 25.1%で、事業エリア内（工場・事業所内）・事業エリア外（バリューチェーン・サプライチェーン）共に、「生物多様性の保全」は企業にとって重要な環境課題とは認識されていないと言えます。

¹ ISO マネジメントシステム規格の共通化が ISO14001 改訂版に与える影響、新エターナル<第 29 号>、2012 年 9 月、http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/2012_29.pdf

² 環境 CSR の新たな潮流～ISO26000、GRI-G4、ISO14001:2015 をどう活用すべきか～、新エターナル<第 32 号>、2013 年 10 月、http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/2013_32.pdf

【図表 1-1】事業エリア内での重要な環境課題（複数回答）³【図表 1-2】事業エリア外での重要な環境課題（複数回答）³

3. ISO14001 と生物多様性

前述の通り、ISO14001 は 1996 年に初めて発行され、2004 年改訂、そして 2015 年改訂と 2 回の改訂を経て現在に至っています。以下、1996 年版及び 2004 年版において、生物多様性がどのように規定されてきたか振り返ります。そして最新の 2015 年版では、生物多様性がどのように規定されているのか解説します。

³ 環境にやさしい企業行動調査結果(平成 25 年度における取組に関する調査結果)【概要版】、平成 27 年 3 月、環境省 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h25/gaiyo.pdf>

(1) ISO14001:1996 年版と生物多様性

ISO14001：1996 年版（本文）で、生物多様性関連の用語は【図表 2-1】に示すように定義「3.2 環境」に「植物、動物」が出てきますが、「生物多様性」という用語は規格（本文）には一切ありません。また ISO14004：1996 年版（ガイドライン）には、「4.2.5 環境目的及び目標」に「野生生物生息」とありますが、やはり「生物多様性」という用語は規格（ガイドライン）には一切ありません。

【図表 2-1】ISO14001：1996 年版（本文）と生物多様性⁴

3. 定義
3.2 環境
大気、水、土地、天然資源、**植物、動物**、人及びそれらの相互関係を含む、組織の活動を取りまくもの。
備考：ここでいう“とりまくもの”とは、組織内から地球規模までに及ぶ。

【図表 2-2】ISO14004：1996 年版（ガイドライン）と生物多様性⁵

4.2.5 環境目的及び目標
実践の手引：目的及び目標
（前略）
目的に対する進捗は、通常、次のような環境パフォーマンス使用を使用して測定できる。
－使用される原材料又はエネルギー量
－二酸化炭素（CO2）などの排出量
（中略）
－**野生生物生息**のために留保した土地面積
（以下略）

(2) ISO14001:2004 年版と生物多様性

ISO14001：2004 年版（本文）には、1996 年版と同様に「生物多様性」という用語はありません。しかし 2004 年版（附属書）には、【図表 3】に示すように「A.3.1 環境側面」に初めて「生物多様性」という用語が登場しました。なお「原材料及び天然資源の採取及び運搬」は、バリューチェーン・サプライチェーン（原料調達や運搬他）での取組を促す記述と言えます。

【図表 3】ISO14001：2004 年版（附属書）と生物多様性⁶

A.3.1 環境側面
（前略）組織の活動、製品及びサービスに関係する側面の例として、次の事項を考慮するとよい。
－設計及び開発
－製造プロセス
－包装及び輸送
－請負者及び供給者の、環境パフォーマンス及び業務慣行
－廃棄物管理
－**原材料及び天然資源の採取及び運搬**
－製品の、流通、使用及び使用後の処理
－**野生動物及び生物多様性**

⁴ JIS Q 14001:1996(ISO14001：1996)環境マネジメントシステム－仕様及び利用の手引

⁵ JIS Q 14004:1996(ISO14004：1996)環境マネジメントシステム－原則、システム及び支援技法

⁶ JIS Q 14004:2004(ISO14004：2004)環境マネジメントシステム－原則、システム及び支援技法の一般指針

(3) ISO14001:2015 年版と生物多様性

2015 年 9 月 21 日に発行された ISO14001:2015 年版（本文）には、従来の同規格と異なり生物多様性という用語が頻出していると言えます。まず【図表 4-1】に示すように「0 序文 0.1 背景」に「生態系」及び「生物多様性」が登場し、そして【図表 4-2】に示すように定義「3.2 環境」に従来の「植物、動物」に加え、「生物多様性」及び「生態系」という用語も初めて追加されました。この「環境」の定義に、「生物多様性」及び「生態系」が追記された意義は大きいと考えます。

【図表 4-1】ISO14001：2015 年版（本文）と生物多様性⁷

0 序文 0.1 背景

将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすために、環境、社会及び経済のバランスを実現することが不可欠であると考えられている。到達点としての持続可能な開発は、持続可能性のこの“三本柱”のバランスをとることによって達成される。

厳格化が進む法律、汚染による環境への負荷の増大、資源の非効率的な使用、不適切な廃棄物管理、気候変動、**生態系の劣化及び生物多様性の喪失**に伴い、持続可能な開発、透明性及び説明責任に対する社会の期待は高まっている。（以下略）

【図表 4-2】ISO14001：2015 年版（本文）と生物多様性⁷

3. 用語及び定義

3.2.1 環境

大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらの相互関係を含む、組織（3.1.4）の活動を取りまくもの。

注記 1“とりまくもの”は、組織内から、近隣地域、地方及び地球規模のシステムにまで広がり得る。

注記 2“とりまくもの”は、**生物多様性、生態系**、気候又はその他の特性の観点から表されることもある。

さらに、【図表 4-3】に示すように環境マネジメントシステムの取組方針の基軸となる環境方針に、（注記）とは言え「生物多様性及び生態系の保護」が盛り込まれた意義も極めて大きいと考えます。このため組織は、環境方針で「汚染の予防」は必須項目ですが、「持続可能な資源の利用」、「気候変動の緩和及び気候変動への適応」、そして「生物多様性及び生態系の保護」については、業種業態に応じて、適宜、環境方針のコミットメントの中に盛り込む必要があります。また ISO14001：2015 年版（付属書）「A.4.1 組織の状況の理解」には、【図表 4-4】に示すように「土地利用」という用語も記載されました。

しかしながら、前述の【図表 1-1】及び【図表 1-2】の企業アンケート調査結果によれば、「生物多様性の保全」があまり重要視されていないのが現状と言え、ISO14001：2015 年版での生物多様性重視の傾向とのギャップが懸念されます。なお、【図表 4-3】に示した ISO14001：2015 年版の環境方針に盛り込まれたこれらの 4 課題は、【図表 4-5】に示すように、ISO26000、GRI-G4、及び ISO14001：2015 年版間で生物多様性も含め、それぞれ整合（連係）していることも留意すべきです。

⁷ JIS Q 14001:2015(ISO14001：2015)環境マネジメントシステム—仕様及び利用の手引

【図表 4-3】ISO14001：2015 年版（本文）と生物多様性⁷

5.2 環境方針
トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持しなければならない。 a) 組織の目的、並びに組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む組織の状況に対して適切である。 b) 環境目標の設定のための枠組みを示す。 c) 汚染の予防、及び組織の状況に関連するその他の固有なコミットメントを含む、環境保護に対するコミットメントを含む。 注記 環境保護に対するその他の固有なコミットメントには、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに<u>生物多様性及び生態系の保護</u>を含み得る。 d) 組織の順守義務を満たすことへのコミットメントを含む。 e) 環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む。(以下略)

【図表 4-4】ISO14001：2015 年版（付属書）と生物多様性⁷

A.4.1 組織の状況の理解
(前略) 組織の状況に関連する内部及び外部の課題には、次の事項を含み得るが、これらに限定されない。 a) 気候、大気質、水質、土地利用、既存の汚染、天然資源の可用性、<u>生物多様性</u>などに関連した環境状況で、組織の目的に影響を与える又は環境側面によって影響を受ける可能性のあるもの (以下略)

【図表 4-5】ISO26000/課題、GRI-G4/側面、ISO14001：2015 年版/環境方針の一覧表

規格・ガイドライン	課題/側面/環境方針
ISO26000:2010 (社会的責任に関する手引)	・汚染の予防 ・持続可能な資源の利用 ・気候変動の緩和及び気候変動への適用 ・環境保護、<u>生物多様性及び自然生息地の回復</u>
GRI-G4:2013 (持続可能報告ガイドライン第4版)	・原材料 ・エネルギー ・水 ・<u>生物多様性</u> ・大気中への排出 ・排水と廃棄物 ・製品とサービス ・コンプライアンス ・輸送と移動 ・総合（環境保護のための支出） ・サプライヤーアセスメント ・苦情処理メカニズム
ISO14001:2015 (環境マネジメントシステム)	・汚染の予防 ・持続可能な資源の利用 ・気候変動の緩和と適用 ・<u>生物多様性と生態系の保護</u>

(インターリスク総研にて作成)

なお、【図表 4-6,7,8】に示すように、ISO14001：2015 年版ではライフサイクル視点、つまりバリューチェーン・サプライチェーンでの取り組み（原料他）も強化されているのも特徴の一つです。このため業種・業態によっては、例えば原料調達における生物多様性への配慮や取り組みが強化されることになります。

【図表 4-6】ISO14001：2015 年版（本文）と生物多様性⁷

3.3.3 ライフサイクル

原材料の取得又は天然資源の産出から、最終処分までを含む、連続的かつ相互に関連する製品（又はサービス）システムの段階群。

注記 ライフサイクルの段階には、原材料の取得、設計、生産、輸送又は配送（提供）、使用、使用後の処理及び最終処分が含まれる。

【図表 4-7】ISO14001：2015 年版（本文）と生物多様性⁷

6.1.2 環境側面

組織は、環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、ライフサイクルの視点を考慮し、組織の活動、製品及びサービスについて、組織が管理できる環境側面及び組織が影響を及ぼすことができる環境側面、並びにそれらに伴う環境影響を決定しなければならない。（以下略）

【図表 4-8】ISO14001：2015 年版（本文）と生物多様性⁷

8.1 運用の計画及び管理（後半）

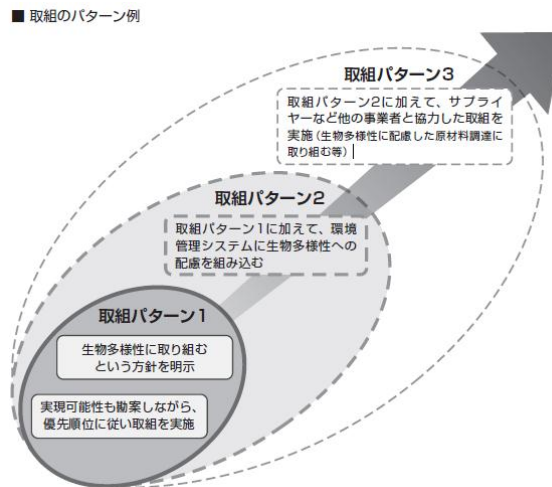
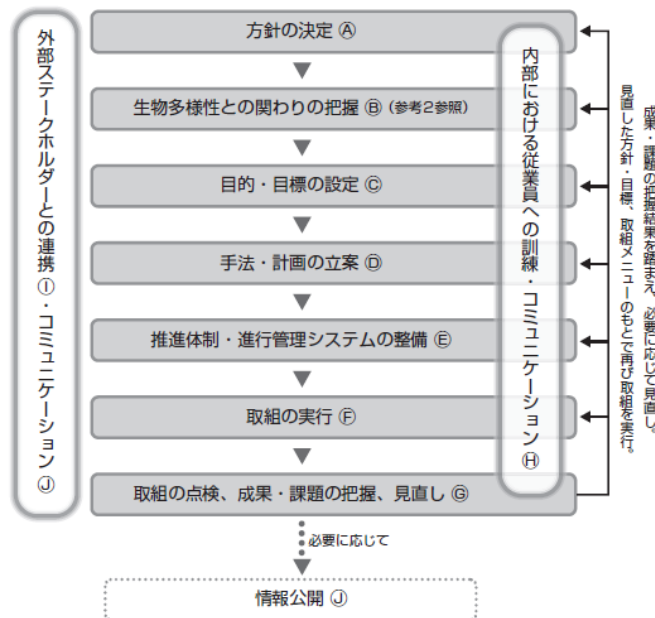
ライフサイクルの視点に従って、組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 必要に応じて、ライフサイクルの各段階を考慮して、製品又はサービスの設計及び開発プロセスにおいて、環境上の要求事項が取組まれていることを確実にするために、管理を確立する。
- b) 必要に応じて、製品及びサービスの調達に関する環境上の要求事項を決定する。
- c) 請負者を含む外部提供者に対して、関連する環境上の要求事項を伝達する。
- d) 製品及びサービスの輸送又は配送（提供）、使用、使用後の処理及び最終処分に伴う潜在的な著しい環境影響に関する情報を提供する必要性について考慮する。（以下略）

4. ISO14001：2015 年版の発行を踏まえた生物多様性取組のヒント

(1) 環境省：生物多様性民間参画ガイドライン

2010 年、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されましたが、環境省はその前年の 2009 年に、「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表しました。その中で、【図表 5-1】に示すように「環境管理システム（環境マネジメントシステム）に生物多様性への配慮を組み込む」ことを提唱しています。さらに【図表 5-2】に示すように、PDCA サイクルで生物多様性取組を実行していくことも提唱しています。なお【図表 5-1】に基づけば、まずは取組パターン 1「方針の明示や実現可能性も勘案のうえ優先順位に従い取組を実施」のあと、取組パターン 2「環境管理システム（環境マネジメントシステム）に生物多様性への配慮を組み込む」、そして取組パターン 3「サプライヤーなど他の事業者と協力した取組を実施（生物多様性に配慮した原料調達に取り組む等）」の段階的に取り組むアプローチ（ステップバイステップ・アプローチ）を提唱しています。

【図表 5-1】 生物多様性民間参画ガイドラインが提唱する取組のパターン例⁸【図表 5-2】 生物多様性民間参画ガイドラインが提唱する取組の進め方のフロー(参考例)⁸

(2) 日本経団連：生物多様性宣言 行動指針とその手引き

経団連自然保護協議会は、2009年、生物多様性宣言と、その行動指針、さらに各行動指針の「ねらい」、「留意点」、「活動事例」をわかりやすくとりまとめた「生物多様性宣言 行動指針とその手引き」⁹を公表しました。その中で、2020年度を目標年度とする個別目標（愛知目標¹⁰）と関連すると思わ

⁸生物多様性民間参画ガイドライン～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～、2009、環境省

⁹ <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf>

¹⁰正式名称は「生物多様性新戦略計画」。愛知県名古屋市で開催されたCOP10で採択されたのになみ、「愛知目標」あるいは「愛知ターゲット」と呼ばれる。長期目標（ビジョン）は「自然と共生する世界」の実現であり、「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地域が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」ことが合意された。短期目標（ミッション）は、「2020年までに、生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急的な行動を実施することとされ、20の個別目標が決定された。（出典：9）

れる企業の具体的活動例の対照表を紹介しており、【図表 5-3】にその抜粋を示します。この【図表 5-3】ほかから、次のような生物多様性取組のヒントが明示されています。

- ① 【図表 5-3】のゴシックで表記した例えば『「生物多様性」の企業方針への盛り込み』、『目標設定、事業計画への盛り込み』、及び『従業員環境教育』等は、ISO14001 の要求事項に合致しており、ISO14001 を活用した取組が期待されます。
- ② 本手引き冒頭には『生物多様性は自然保護や気候変動、資源循環等と密接な関係にあり、自然保護活動や地球温暖化対策等が生物多様性にも寄与する場合が多いので、既に実施しているそうした取り組みを「生物多様性」の視点から再定義してみることも有効な行動につながると考える。』とあり、実際【図表 5-3】を見てもその該当事例が多々あります。

【図表 5-3】企業の生物多様性に関する具体的活動例（抜粋）⁹

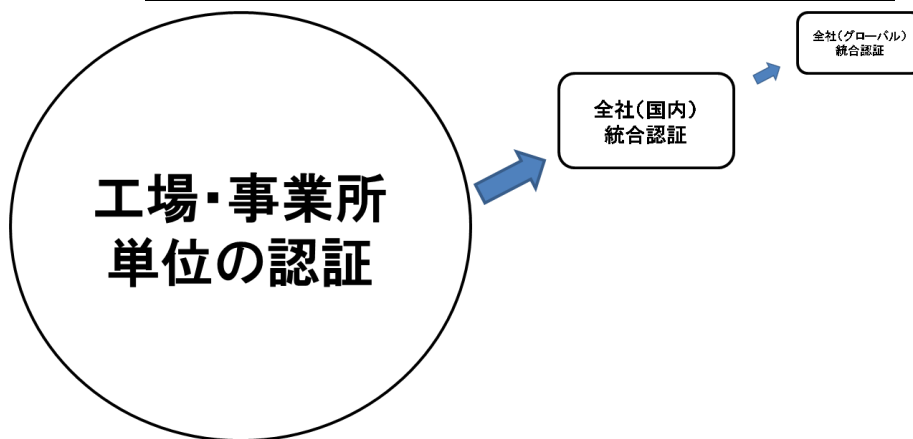
2020 年度を目標年度とする 個別目標（愛知目標）から抜粋		各目標に関連すると思われる企業の具体的活動例
目標 1	生物多様性の価値と、その保全・持続可能な利用のための行動を人々が認識	「生物多様性」の企業方針への盛り込み
		目標設定、事業計画への盛り込み
		経営者による従業員コミュニケーション
		認証制度の利用
		グリーン調達
		企業報告書による情報開示
		企業見学者の受け入れ
		従業員環境教育
		環境に関する資格試験受験推奨
		環境をテーマとした啓発活動
		学校と連携した環境教育
		環境対応商品の開発・営業
目標 4	持続可能な生産・消費のための計画実行と自然資源利用を安全な範囲内に抑制	「生物多様性」の企業方針への盛り込み
		目標設定、事業計画への盛り込み
		経営者による従業員コミュニケーション
		事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動
		土地利用に関する設計・工法の改善、モニタリング
		社有地管理における配慮
		認証商品や環境対応商品の利用、採用、営業
		グリーン調達
		資源循環、3 R
		エネルギー効率の向上
		歩留まり改善
		技術開発
		認証制度の利用
		企業報告書による情報開示
		従業員環境教育
		環境に関する資格試験受験推奨
		環境をテーマとした啓発活動
		学校と連携した環境教育
		環境対応商品の開発・販売

5. おわりに

【図表 6】に示す「ISO14001 認証取得範囲の現状と展開パターン（例）」のように、多くの企業は「工場・事業所単位」で認証を取得しているケースが主流であると言えます。そして、段階的に「全社（国内）統合認証」から、「全社（グローバル）統合認証」に展開するパターンが想定されますが、これら統合認証はまだまだ少ないのが現状です。

このため、主流である「工場・事業所単位」でも生物多様性取組は十分可能ですが、それは一般的にはサイト（事業エリア内）を基盤にした取り組みがメインであり、（事業エリア外）の生物多様性に配慮した原料調達に取り組む等は、（本社と工場・事業所の機能分担によって異なりますが）制約が伴うことも想定されます。このため生物多様性民間参画ガイドラインが提唱するステップバイステップ・アプローチも踏まえ、今回の ISO14001：2015 年版発行を契機に、まずは工場・事業所単位での生物多様性取組に着手することが重要と考えます。もちろん、その後は（場合によっては並行して）、生物多様性に配慮した原料調達にも取り組み、それらが自社の ISO14001：2015 年版に基づく環境マネジメントシステムに統合されることが期待されます。

【図表 6】 ISO14001 認証取得範囲の現状と展開パターン（例）



（インターリスク総研にて作成）

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

環境リスクを、企業経営リスクとして捉える環境リスクマネジメント・コンサルティングを実施しております。

これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せください。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 事業リスクマネジメント部（環境グループ）

TEL.03-5296-8913 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015